

空き家勉強会受講後質問事項及び回答

開催日時:令和 7 年 7 月 26 日(土)

13 時 30 分から 15 時

開催場所:町立公民館

※類似した質問・意見が多数ありましたので、一つの回答にまとめているものもあります。

プラットフォームの詳細

→空き家ごとに抱える問題を整理し、解決方法を各種専門家の協力を得て進めていくための組織です。流通に乗せることが困難な空き家も課題解決に向けて進めていきます。

また、草刈り、リフォーム登記関係等についても対応できる仕組みを検討しています。

空き家の補助金の説明

→町が設定している一定の基準を超えた危険な空き家(不良住宅判定調査が必要)の解体費に対して最大50万円を補助しています。

個別の事情に応じた問題の対応

→相談内容によっては河合町住宅課で対応しますが、法的な問題や利活用のような場合は空き家問題について精通している「NPO 法人空き家コンシェルジュ」と連携し対応しています。

なお、空き家コンシェルジュによる無料セミナー&個別相談会を毎年 1 回開催していますので、直接こちらで個別相談をしていただくことも可能です。

令和 7 年度は 9 月 27 日(土)13 時から豆山の郷で行います。詳しくは町ホームページ等でご案内します。

また、売買については、連携協定を結んでいる「(株)カチタス」に相談ができます。

近隣に空き家が増えており、所有者や相続人に啓発をしてほしい

→管理不全の空き家に関しては、近隣住民の方からの相談があれば所有者及び相続人に対して管理通知を郵送し、適正な管理のお願いをしています。しかしながら、個別に管理通知を郵送するまでにはかなりの日数を要します。各大字自治会内(近隣住民の方)で空き家の所有者等との連携(何かあった場合の連絡先の確認等)を取ってい

ただけるとよりスムーズに解決につながります。

また、現在は管理通知に空き家の管理を啓発する文書を同封していますが、今後は固定資産税等の通知に空き家の管理や相続登記を啓発する文書を同封することで、空き家所有者に限らず多くの方に啓発できるよう検討しているところです。

売却したいが建物が未登記

→未登記家屋でも売却は可能ですが、買主への所有権の移転や購入の仕方、登記手続き等、問題が生じる可能性が高いです。事前に登記を行うか、建物を解体して更地として売却する方法もあります。

登記簿が見つからず困っています。

→法務局で申請すれば登記簿事項証明書を取得できます。

相続した不動産とは相続変更（法務局にて）した時点ですか。又は空き家になった時点ですか。

→空き家が相続されるのは、被相続人が亡くなった時点です。

家の売買の前に、河合町に住みたいという強い思いを持たないといけないけど、それはどうするのか。

→住宅課だけでは解決できる問題ではありませんので、移住促進に向けて他の課とも協議し、河合町の魅力を発信していけるように努めていきます。移住促進のひとつの手段として、空き家の利活用を考えています。

詳しい内容について確認を希望される場合は、住宅課にご相談ください。